

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理の適用の解除に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の4第6項の規定により、資金決済に関する法律第45条の2第1項の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号
4. 預貯金等管理終了日	
5. 預貯金等管理終了日の直前の基準日(法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。)における第三種資金移動業に係る法第45条の2第5項に規定する要供託額	円
6. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

「預貯金等管理終了日」とは、法第45条の2第5項に規定する預貯金等管理終了日をいう(以下この様式において同じ。)

7. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

(1) 供託に係る履行保証金の内容(供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金
		円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年 月 日現在)

(4) 履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(5) 履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(6) 履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年 月 日現在)

(記載上の注意)

預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、締結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約に係る記載と「預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保

証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。